

リ、その他非常勤特別職の報酬月額額の改正は、これも四月一日から福祉事務所関係の医療扶助関係の審査をしていただいております嘱託医の報酬月額を現行の六万五千円から四千円引き上げまして六万九千円に改めようとするものでございます。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いいたします。簡単でございますが、提案理由の説明いたします。

議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第四号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第八議案第五号福生市地域会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（教育次長 内田和雄君登壇）

教育次長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第五号の福生市地域会館条例の一部を改正する条例の提案理由と内容について御説明申し上げます。

提案理由は、新たに、仮称熊川中学校が完成するに当たり、本条例を改正する必要があるためでございます。

次に一部改正をする条例の内容について説明申し上げます。

福生市地域会館条例の列表第一中、松林会館の次に、名称、白梅会館、位置、福生市大字熊川五五九番地一を加えたいというものでございます。

附則については、施行期日は市規則で定めたいというものでございます。

以上雑駁でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを伺います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第五号は、原案

どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第九議案第六号福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(教育次長 内田和雄君登壇)

○教育次長(内田和雄君) 御指名により、議案第六号福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、郡立高校の授業料が現在月額四千八百円であるものが五千六百円になりますので、育英資金の支給額を引き上げたいと

議十二 議十三 議十四 議十五 議十六 議十七 議十八 議十九 議二十 議二十一 議二十二 議二十三 議二十四 議二十五 議二十六 議二十七 議二十八 議二十九 議三十 議三十一 議三十二 議三十三 議三十四 議三十五 議三十六 議三十七 議三十八 議三十九 議四十 議四十一 議四十二 議四十三 議四十四 議四十五 議四十六 議四十七 議四十八 議四十九 議五十 議五十一 議五十二 議五十三 議五十四 議五十五 議五十六 議五十七 議五十八 議五十九 議六十 議六十一 議六十二 議六十三 議六十四 議六十五 議六十六 議六十七 議六十八 議六十九 議七十 議七十一 議七十二 議七十三 議七十四 議七十五 議七十六 議七十七 議七十八 議七十九 議八十 議八十一 議八十二 議八十三 議八十四 議八十五 議八十六 議八十七 議八十八 議八十九 議九十 議九十一 議九十二 議九十三 議九十四 議九十五 議九十六 議九十七 議九十八 議九十九 議一百

いうものでございます。
次に、各事例の一部改正の内容でございますが、第六条中、支給額を月額五千円を六千円に、月額一千円値上げしたいというものでございます。
附則につきましては、昭和五十五年四月一日から施行したいというものでございます。
第二項においては、五十五年三月分以前の支給額については、なお従前のとおりとするというものでございます。

以上雜駁でございますが、慎重御審議をいただきまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第六号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十議案第七号、福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきまして、議案第七号、福生市児童遊園条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と改正内容につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、新たに二カ所の児童遊園を設置し、公共の用に供するために本条例を改正しようとするものでございます。

内容といたしましては、別表中、不動寺の児童遊園の欄がございますが、その後にはひふみ児童遊園、親和児童遊園の二つを、こういった名称で設置いたしました。位置につきましては、ここに記載のとおり、福生市本町二五番地四、並びに福生市大字福生二八六番地八にそれぞれ定めようとするものであります。なお附則におきまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。はなはだ雑駁でございましたが、議案第七号につきましては説明にかえさせていただきます。よろしくご慎重御審議をいただきまして、原案どおり御可決くださるようお願いいたします。

○議長(小林南三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林南三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを切望いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林南三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林南三君) 御異議なしと認めます。よって議案第七号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(小林南三君) 日程第十一議案第八号福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 生田国利君登壇)

○市民部長(生田国利君) 議案第八号福生市廃棄物の処理及び清掃に関する

する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明
申し上げます。

清掃料金につきましては、廃棄物の処理及び清掃法に関する法律に基づき、
廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、条例で定めるところにより手数料
を徴収することができるところとなっております。

御承知のとおり、住民の日常生活から排出される一般廃棄物の手数料
は、昭和四十五年以降無料となりましたが、事業活動に伴って生じた廃棄物
につきましては自己処理を原則としておりますが、処理困難なる場合には、市は、
市の行う一般廃棄物処理に支障がないと認めるときは手数料を徴収して処
理しておりますが、この処理手数料につきましては、所要経費と原価計算によつて
算出し、徴収することを原則としております。

現今の諸物価の上昇により、清掃事業経費も相当額の上昇を見てお
る実情でございます。そこで、現行の処理手数料が適正であるかどうかについ
て検討すべき必要が生じ、それには処理手数料は廃棄物の搬入量と密接
な関係がありますので、単独の自治体だけでなく、同一的な条件を持つ

自治体、あるいは近隣の自治体との関係も十分配慮しなければならぬので、
西多摩衛生組合を組織する二市二町を初の、隣接の昭島市に対し、
検討会を開くべき要請を行い、数回にわたり検討を行い、各市町とも料
金並びに改定時期も統一に行うべきが清掃事業の運営の円滑と万全を
期待できるという結論になり、当市としても改定を必要と判断いたし、
ここに料金の改定を行うべき本条例の提案となった次第でございます。

内容的に申し上げますと、まず、第八条例第一項第一号につきましては、これは
じんか、関係でございます。臨時に処理を受けようとするとき、あるいは事業
活動に伴って排出量が一月百五十キロ以上を超える場合においては、いままで
で円をこれを十五円としようということが一点。それから次の同条例同項二号に
つきましては、事業活動に伴います不特定多数の者の使用するくみ取り便所
の関係でございますが、いままで百十円を二百二十円、これは三十六リットルにな
ります。それと半たんの場合においては、十八リットルですが、五十五円を
百十円に改めようとするものでございます。なお同条例同項第三号と申します
のは、動物の死体一体につきまして三百円を二千円に改めようとするものでござい

なお、これらにつきまして、ごみを直接運搬した場合においては、いままでの五円を十円に改める。動物の死体につきましては、直接持つた場合においては、これを二分の一の十円に改める。

なお、第十一條第一項につきましては、産業廃棄物でございますが、これは直接当市としてはまず該当はございませぬけれども、一応条例上明文化されておりますので、じんかいと同様七円を十五円に改める。同じく、直接搬入した場合においては、これを十円に改めようということでございます。各市町村とも同様な改定を行うという方針で、内容的にはほぼ同じでございます。したがって附則につきましては、この条例は、五十五年四月一日から施行しようというものでございます。

以上雑駁な説明でございますが、原案どおり御可決願いますようお願い申し上げます。

議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は厚生委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第八号は、厚生

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第十二議案第九号福生市国民健康保険条例

の一部を改正する条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 森田 猛君登壇)

○福祉部長(森田 猛君) 御指名をいただきましたので、議案第九号厚生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及びその内容につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、助産費及び葬祭費の支給額を改定したいという事で提案をいたしましたわけでございます。

それでは次に内容につきまして御説明申し上げます。

条例の第六条第一項、すなわちこれは助産費でございます。現行六万円を二万円引き上げて八万円にいたそうとするものでございます。なお、これの支給する財源でございますが、助産費につきましては年間約二百六十件見込んでおります。したがって、二万円のアップでございますので五百二十万円に相なるわけでございます。

次の第七条でございますが、これは葬祭費でございます。現行二万円を一万円引き上げて三万円に改めようとするものでございます。なお所要財源といたしましては、年間九十件見込んでおります。したがって九十万円の増額と相

なるわけでございます。

附則につきまして、ことしの四月一日以降から施行しようとするものでございます。なお、三月三十一日以前の被保険者につきましては、なお従前の例によるものとするというところでございます。

以上雑駁でございますが、慎重御審議の上、原案御決定くださるようお願いいたします。

なお本議案につきましては、去る二月二十六日の国民健康保険運営協議会にお諮りし、御決定をいただいたことを申し添えます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九号については、厚生委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は厚生委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十三議案第十号福生市邵市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきまして、議案第十号福生市邵市公園条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに改正内容をご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、新たに邵市公園を設置いたしまして、公共の用に供するため本条例を改正しようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表におきまして、福東児童公園の次に、名称を鍋ヶ谷戸児童公園とし、位置を福生市大字熊川五六七番地一に定めようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

なお、本公園につきましては、実際には、五十五年も継続的に植栽工事等を行うわけでございますが、当面、本年度で行います敷正地工事によりましてある程度遊び場として利用可能であろうというようなことで本議会に御提案申し上げ、秋以降の工事の際には一時中断をいたしますが、それまでは一般の用に供しようということから、本議会に御提案申し上げますことを申し添えます。

以上、まことに雑駁でございましたけれども、議案第十号につきましての説明にかえさせていただきます。

よろしくどうぞ慎重審議を賜りまして、原案どおり御可決くだるよう
お願いいたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十号については、委員会付託及び
討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提
出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第十号は原案

どおり可決いたしました。

○議長（小林菊三君） 二時まで休憩いたします。

午後一時五十分 休憩

午後二時十六分 開議

○議長（小林菊三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十四議案第十一号福生市下水道条例の一部を改正する条例を
議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（建設部長 浅見裕康君登壇）

○建設部長（浅見裕康君） 御指名をいただきまして、議案第十一号福生市
下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正内容に
つきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、下水道法施行令が一部改正されました。これに伴い

まして本条例を改正する必要が生じたためでございます。

次に内容につきまして御説明申し上げます。

条例第十一條と申しますのは下水の排除制限の規定でございます。下水道法施行令において定められております水質基準以上の悪水を排除しようとする者は、除外施設を設けて、その水質基準に適合した水質にしてから公共下水道へ排除しなければならぬという旨を規定してあるものでございます。施行令が改正をされまして、ここに記載のとおり令第九條の七、これを令九條の八に改め、同条同項第三号及び同条第二項の令九條八を令九條の九に改めるといふことにつきましては、この施行令が改正をされまして、九條の七がここで新しく新設されたことによりまして、それが一々ずつこれが繰り下げたため、本条例におきまして引用しております下水道法施行令の引用条文もそれとこれに記載のとおり一々ずつ繰り下げようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行するといふことでございます。はなはだ難敷でございますが、議案第十一号福生市下水道条例の一部を改正する条例につきましては、提案説明に答えさせていただきます。

よろしくどうぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十一号については、建設委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することを御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第十一号は、建設